

農地法第3条の規定による許可申請書

下記〔**農地**・採草放牧地〕について**所有権**を〔設定・**移転**〕したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

・賃貸借権、使用貸借権の場合は設定に○をしてください。

令和 年 月 日

山武市農業委員会会長 様

申請人
譲受人 氏名(名称) **山武 太郎**
譲渡人 氏名(名称) **山武 花子**

記

1 申請当事者の氏名(名称)、住所、職業及び年齢

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲受人	山武 太郎	50	農業	山武市殿台〇〇〇番地 電話連絡先 0475-〇〇-〇〇〇〇	日本	
譲渡人	山武 花子	70	農業	山武市松尾町松尾〇〇〇番地 電話連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所在・地番	地目		面積	10アール当り普通収穫高	利用状況	所有者氏名(名称)	利用者 (所有権以外の使用収益権が設定されている場合)		備考
	登記簿	現況					氏名(名称)	利用権原	
殿台〇〇〇番	田	田	3000㎡	※記入しない	田	山武 花子			

土地登記事項証明書を参考に記入してください。
筆数が多い場合は、別紙を作成・添付し、割印を押してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲受人 **経営規模拡大の為、自分の耕作地に近い申請地を取得したい。**

譲渡人 **高齢であり、農業経営を縮小したい。**

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

所有権移転(売買) 売買価格 〇〇万円/10a

・売買で所有権移転の場合
→ 売買価格を記入してください。
・賃貸借権設定の場合
→ 賃借料を記入してください。

所有権移転(贈与)、賃貸借権設定(期間〇年)、使用貸借権設定(〇年)などを記入してください。

5 権利を設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

	譲 受 人					譲 渡 人				
	所 有 地			借 入 地		経営地 ①+④				
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の 土地 ④	その他 ⑤		自作地 ①	借地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②
田畑 樹園地 計 採草放牧地 山林その他	30,000 m ² 3,000 m ² 33,000 m ²			20,000 m ²		50,000 m ² 3,000 m ² 53,000 m ²	5,000 m ²		3,000 m ²	5,000 m ² 5,000 m ²
譲受人・譲渡人の経営面積 (m ²) を記入してください。 不明な場合は農業委員会事務局にお尋ねください。										

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏 名	年 齢	権利取得者との続柄	職 業	農作業従事 日数	備 考
世帯員 (構成員)	山武 太郎	50	本人	農業	300	
	山武 京子	50	妻	農業	300	
	山武 卓也	28	子	農業	300	
常雇						
季節雇・臨時雇		年間延日数				日

7 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件に係る事項

別紙を確認する。

8 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

数量	種類	耕運機	トラクター	田植え機	コンバイン
確保済み	所有	1台	1台	1台	1台
導入予定	所有	申請者の農業用器具の確保状況を記入してください。これから導入する場合は導入予定に記入してください。			
	リース (資金繰りについて)				

個人が申請する場合には記入不要です。

- 9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項の適用を受けて農地所有適格法人以外の法人が同条第1項の権利を取得しようとする場合のみ記載する。）

氏名	役職名	農業従事状況 〔その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む。）を 行う期間：年 箇月〕	
		当該事業に参画・関与している期間	
		年 箇月（直近の実績）	年 箇月（見込み）
		年 箇月（直近の実績）	年 箇月（見込み）
		年 箇月（直近の実績）	年 箇月（見込み）

個人が申請する場合には記入不要です。

- 10 その他参考となるべき事項

周辺農地への影響はありません。
問題が発生した場合には話し合いにより解決します。

（記載要領）

- 記1については、法人の場合にあつては住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 記2については、登記簿上の所有者と現在の所有者が異なるときは備考欄に登記簿上の所有者を記入する。
- 記4については、権利を移転し又は設定しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を明示すること。水田裏作の目的に供するための権利の設定にあつては、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要をあわせて記載すること。
- 記5については、「自作地」「借地」欄には、権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供しているものを、「所有地」のうちの「その他」欄には、農業経営を委託しているもの及び不耕地等その所有者及びその世帯員により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものをそれぞれ記載する。「その他」欄に記載されるものがある場合には、その理由を欄外余白に付記すること。
- 記6については、その農業経営に必要な農作業がある限りその農作業に常時従事しているかどうかを備考欄に記載すること。
- 記7については、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合は別紙により記載すること。
- 記8の「農機具保有状況」については、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。
また、導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについても記載する。
- 区分地上権が設定される場合にあつては、記5、記6及び記8の記載を要しないが、当該事業又は施設の設定によって生ずる当該土地及び周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。
- 農地所有適格法人が、従たる事務所（支店、支所、分場等）の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地及び採草放牧地の権利を取得しようとする場合には、記5、記6及び記8の各事項について、法人全体に関するものその他、その他従たる事務所における該当事項についても、「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。